

いのち支える

西予市自殺対策計画 概要版



○計画策定の趣旨

西予市では、自殺対策基本法に基づき、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、「生きることの包括的支援」として、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するために保健・医療・福祉・教育・労働・司法・市民等と連携し、自殺対策に取り組むため本計画を令和元年9月に策定しました。

●実施期間と数値目標

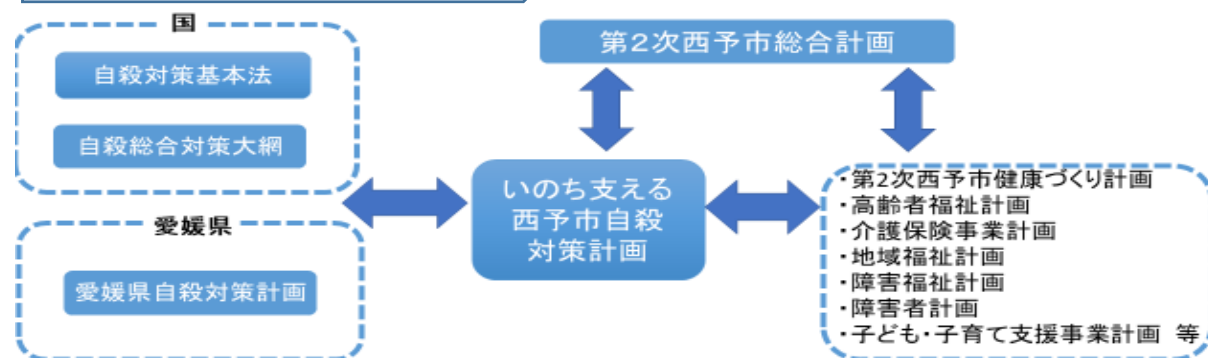
本計画は、2019年度(令和元年度)を初年度とし、2023年度(令和5年度)までの5年間です。

	(令和元年) H24～H28年の平均値	(令和5年) H30～R4年の平均値	(令和8年) R3～R7年の平均値
自殺死亡率	26.5	21.2	18.6
自殺者数(人)	11	8.8	7.8

R元年と比較して
20%減
R元年と比較して
30%減

国は、平成29年に閣議決定した「自殺総合対策大綱」において、令和8年までに自殺死亡率(人口10万対死亡者数)を平成27年と比べて30%以上減少させることを目標と定めています。自殺者数の変動の激しい本市では単年での比較が難しいため、目標数値は、5年間の平均値のデータで30%の減少を目標とします。

○計画の位置付け



本計画は、国の「自殺対策基本法」「自殺総合対策大綱」、愛媛県の「愛媛県自殺対策計画」等に基づき「第2次西予市総合計画」を上位計画とし、「第2次西予市健康づくり計画」など各種計画と整合性を図ります。

○西予市の自殺の現状と関連するデータ

図1 自殺死亡者の年次推移(人口10万対)

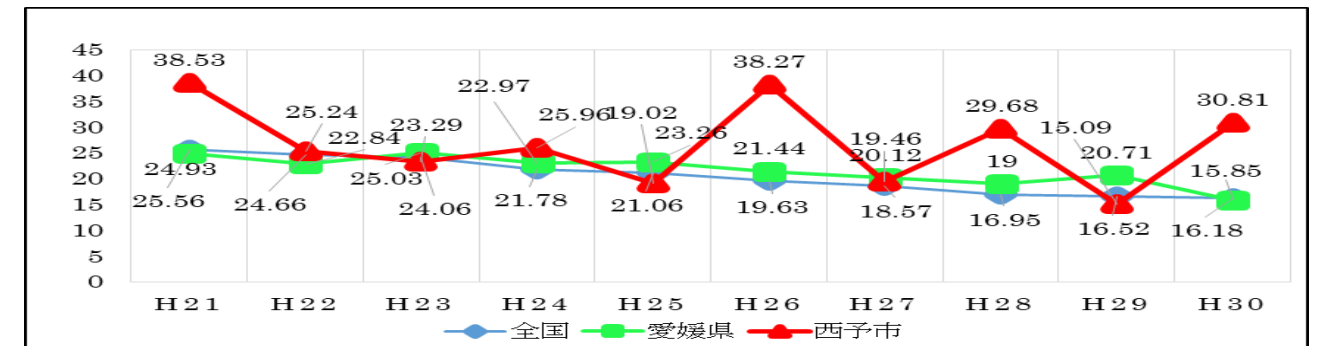


図2 自殺死亡者の年次推移

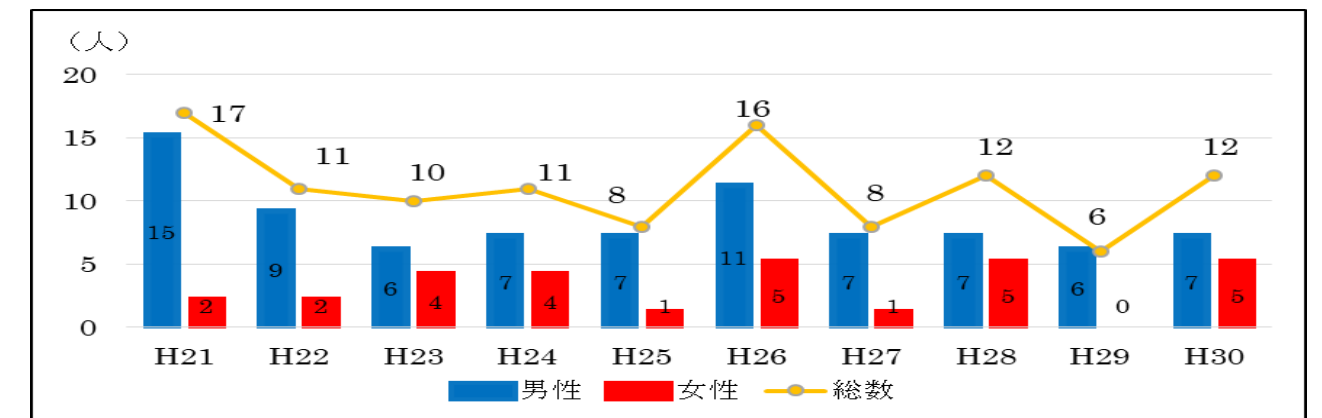


図3 自殺死亡者の男女構成比

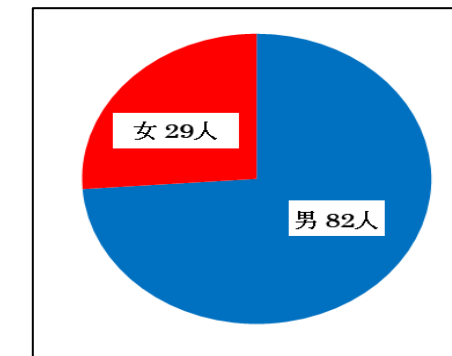


図4 自殺者の年代区分別割合

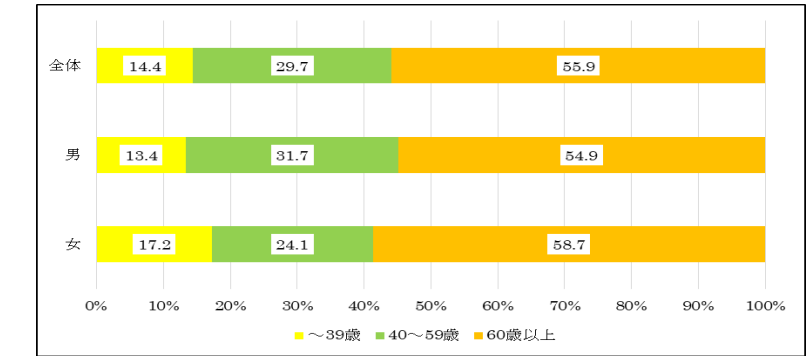


図1.2.3.4 出典:厚生労働省 地域における自殺の基礎資料 平成21～30年

西予市の自殺死亡率は全国・愛媛県よりも高い傾向にあります。平成25年以後は1年おきに高低を繰り返しています。性別は、男性は約7割、女性は約3割となっており、国や愛媛県と同様な傾向です。年代別区分では、男女ともに60歳以上の占める割合が5割以上あり、約4割の全国・愛媛県と比較しても高い状況です。

○西予市の自殺対策の取組

●基本方針

1. 「生きること」の包括的な支援として推進
2. 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
3. 対応のレベルと段階に応じた、様々な施策の効果的な連動
4. 実践と啓発を両輪として推進
5. 関係者の役割を明確化し、関係者同士が連携・協働して取り組む

●基本施策と重点施策

基本 施 策	1 地域におけるネットワークの強化 <ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策推進協議会、自殺対策推進庁内幹事会、ワーキング会 ・要保護児童対策地域協議会・青少年育成協議会・地域ケア会議等 既存の会と連携し「誰も自殺に追い込まれることのない西予市」の基盤づくりを推進します。
	2 自殺対策を支える人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー養成講座、心の健康教育等、身近な地域で支え手となる市民や様々な関係機関の支え手を増やします。
	3 市民への啓発と周知 <ul style="list-style-type: none"> ・広報やホームページでの普及・啓発・相談窓口の周知等 適切な支援に繋げるために地域のネットワークや相談体制の周知、また自殺対策について理解を深めるために普及活動を行います。
	4 生きることの促進要因への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・「生きることの阻害要因」を減らす活動に加え、「生きることの促進要因」を増やす取り組みとして、居場所づくりや相談窓口や相談体制の充実をはかります。
	5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育 <ul style="list-style-type: none"> ・自分自身がかけがえの無い大切な存在であることに気づき、社会において直面する様々な困難やストレスの対処法を身に付けるための教育(SOSの出し方に関する教育)を推進します。
重 点 施 策	1 高齢者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・加齢による病気や生活苦が窺われること、社会的役割の喪失や孤独感、親しい人との死別や離別、介護疲れによるうつ病の問題など、高齢者特有の課題があることを踏まえ、心の健康調査によるうつ状態の早期発見や介護予防事業や認知症相談事業等による支援を推進します。また、高齢者の各種講座や健康教室等、生きがいづくりの場をつくる支援をしていきます。
	2 生活困窮者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮に陥る背景には、労働、多重債務、介護、精神疾患、依存症、障害等多様かつ、広範囲な問題を複合的に抱えることが多く、効果的な生活困窮者対策が「生きる事の包括的な支援」としての自殺対策になります。生活困窮者自立支援事業や自立支援相談、消費生活事業等、多くの機関と連携し、支援を行います。
	3 勤務・経営者対策 <ul style="list-style-type: none"> ・勤務、経営者対策は、勤務環境や労働環境の多様化に対応できるように、単に職域だけの対策ではなく、働く世代への普及啓発や職域でのメンタルヘルス対策、50歳の心の健康調査等、行政や地域の関係団体との連携や地域での普及啓発を推進していきます。

○西予市の自殺対策の推進体制



●西予市自殺対策推進協議会

自殺対策を地域全体で取り組むために、行政、医療、教育、福祉、司法、労働、経済、有識者及び市民等で構成する協議会を設置し、地域におけるネットワークの強化をはかり専門的な意見や情報を取り入れ、自殺対策を推進します。

●西予市自殺対策庁内幹事会

行政トップが責任者となり、西予市における自殺の現状や対策に関する正しい知識を習得することで、庁内の横断的な取組をし、西予市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進します。

●西予市自殺対策推進ワーキング

西予市の市民サービスを行う課等を中心に、各課の相談窓口等で情報共有を図り庁内ネットワークを構築する等、自殺対策に関する施策を具体的に推進します。

令和2年1月発行
発行・編集／西予市生活福祉部 健康づくり推進課
電話0894-62-6407 FAX0894-62-6564